

一般廃棄物処理業（ごみ・浄化槽汚泥）許可証

釧路市許可第1号

釧路郡釧路町中央3丁目50番地

釧路衛星株式会社

代表取締役 齋藤 剛史

平成29年4月5日付けをもって申請のあった一般廃棄物処理業の許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、次の条件を付して許可する。

平成29年4月12日

釧路市長 蝦名大也



記

- 1 許可の範囲は、釧路市内のごみ及び浄化槽汚泥の収集運搬とする。
- 2 期間は、平成29年5月1日から平成31年4月30日までとする。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例等を遵守するほか市長の指示する事項に従うこと。